

独立行政法人日本学術振興会法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とすること。

三 振興会の目的

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とすること。

四 事務所

振興会は、主たる事務所を東京都に置くこと。

五 基本金

振興会の基本金は、附則の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とすること。

六 資本金

振興会の資本金は、附則の規定により政府から出資があつたものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができることとし、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。

七 名称の使用制限

振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならないこと。

第二 役員及び職員

一 役員

振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として、理事二人以内を置くことができるものとする。

二 理事の職務及び権限等

- 1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理すること。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とし、ただし、理事が置かれていないときは、監事とすること。

- 3 理事が置かれていないときに、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならないものとする。

三 役員の内期

理事長の内期は四年とし、理事及び監事の内期は二年とすること。

四 役員の内格条項の特例

通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることが出来るものとする。同時に、非常勤の理事及び監事の内任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用について、所要の読替えを行うこと。

五 役員及び職員の内位

振興会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

第三 評議員会

一 評議員会

振興会に、評議員会を置くものとともに、評議員会は、十五人以内の評議員で組織するものとし、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議し、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができるものとする。

二 評議員

評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命するものとし、評議員の任期は二年とする。とともに、通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用するものとし、理事長は、評議員を解任しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。

第四 業務等

一 業務の範囲

振興会は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- 1 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 2 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 3 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 4 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 5 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 6 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 7 4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 8 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
- 9 1から8までの業務に附帯する業務を行うこと。

二 日本学術会議との連絡

文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。

三 補助金の交付の決定の取消し及び返還等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用することとし、この場合において、所要の読替えを行うこと。

四 積立金の処分等

1 振興会は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとする。

2 文部科学大臣は、1の承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委

員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

3 振興会は、1の積立金の額に相当する金額から文部科学大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。

第五 雑則

一 主務大臣等

振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

二 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

三 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、振興会の役員及び職員には適用しないこと。

第六 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

第七 附則

一 施行期日

この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 日本学術振興会の解散等

1 日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて振興会が承継すること。

2 振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時ににおいて国が承継すること。

3 1により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（日本学術振興会法第四条の基本金に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。

三 日本学術振興会法は、廃止すること。

四 その他所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。